

平成 30 年 3 月 22 日

平成 30 年度 ビル設備管理技能検定(1級、2級) 実施公示

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

職業能力開発促進法施行規則(第 66 条第 3 項の規定)に基づき、ビル設備管理技能検定(1級、2級)の実施について次のとおり公示いたします。

1. 実施する職種

ビル設備管理職種

2. 実施等級及び作業

1 級ビル設備管理作業

2 級ビル設備管理作業

3. 試験の方法

試験は学科試験及び実技試験を行います。

(1) 学科試験

等級	設問	制限時間	合格基準
1 級・2 級	真偽法 25 問及び択一法 25 問	100 分	満点(100 点)の 65%以上

(2) 実技試験

等級	課題	標準時間(配点)	合格基準
1 級	課題 1 : 電動機起動盤の故障箇所の探索と修理	30 分 (40 点)	各課題の 40% 以上及び実 技ペーパー を含めた合 計(100 点)の 60%以上
	課題 2 : ダクト内の風速測定と測定結果の応用	15 分 (25 点)	
	実技ペーパーテスト:ビル設備管理計画の作成及びビル設備の運転監視作業	40 分 (35 点)	
2 級	課題 1 : 電動機起動盤の故障箇所の探索と修理	30 分 (50 点)	各課題の 40% 以上及び合 計(100 点)の 60%以上
	課題 2 : ダクト内の風速測定と測定結果の応用	10 分 (35 点)	
	課題 3 : 節水型フラッシュバルブの点検と交換整備	15 分 (15 点)	

4. 実施期日、実施場所等

(1) 実施期日

項目	日程	備考
受検案内・申請書配布	2018年4月3日(火)	
受検申請受付期間	2018年4月11日(水)～5月8日(火)	消印有効
実技作業試験問題の公表 受検票発送	2018年6月19日(火)	
学科試験及び1級実技ペーパーテストの実施	2018年9月9日(日)	
実技作業試験実施期間	2018年9月3日(月)～9月21日(金)	
合格発表	2018年10月31日(水)	

(2) 実施場所

当協会が指定する場所

(3) 実技試験問題の公表

実技作業試験問題は、あらかじめ受検申請者宛に受検票とともに送付します。

5. 受検申請の手続き

(1) 提出書類

技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

(2) 受付

受付期間内に、必要事項を記載した申請書及び添付資料を添えて、ご提出下さい。

(3) 受付場所

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会及び問合せは下記参照

(4) 受検申請に関する注意事項

申請書は、当協会でご配布いたします。なお、申請書類の郵送を希望する場合は、当協会宛に連絡の上、ご請求ください。

6. 受検手数料および納付方法

(1) 受検手数料（非課税）

等級	学科試験	実技試験	合計
1級・2級	3,700円	18,700円	22,400円

注) 2級(35歳未満)の受検者のうち、希望者については実技試験の受検手数料減免措置が受けられます(受検申請書に希望欄を記載します)。下記の「8. 平成30年度2級ビル設備管理技能検定留意事項」を参照。

(2) 納付方法

学科試験および実技の受検手数料は、当協会が指定する方法で納付してください。なお、納付された手数料は、申請後の辞退・取り消し、試験の欠席などの理由があっても一切返還いたしません。

7. 平成 30 年度 1 級ビル設備管理技能検定留意事項

生年月日証明書の提出	生年月日を確認するため、証明書（免許証、健康保険証、住民票、住民基本台帳カード等）の写しを申請書に添付し、提出して下さい。
一部合格者に対する有効期限の設置	1 級の一部合格者については、学科試験又は実技試験に合格した日から、3 年間（最終年にあつては年度末まで）を有効期間とします。 ただし、平成 29 年度までの 1 級の一部合格者については、平成 34 年度末までを有効期間とする経過措置を設けます。

8. 平成 30 年度 2 級ビル設備管理技能検定留意事項

受検手数料の減免措置	2 級を受検する 35 歳未満の方で、受検手数料の減額を希望する方は、受検手数料の一部（実技試験手数料 18,700 円のうち 9,000 円）を減額します。（平成 30 年 4 月 1 日現在で 35 歳未満の方）
生年月日証明書の提出	生年月日を確認するため、証明書（免許証、健康保険証、住民票、住民基本台帳カード等）の写しを申請書に添付し、提出して下さい。
一部合格者に対する有効期限の設置	2 級の一部合格者については、学科試験又は実技試験に合格した日から、3 年間（最終年にあつては年度末まで）を有効期間とします。 ただし、平成 29 年度までの 2 級の一部合格者については、平成 34 年度末までを有効期間とする経過措置を設けます。

9. 合格発表

(1) 合否結果の通知

合否の結果は、当協会から書面で通知します

(2) 一部合格の通知（学科試験又は実技試験のいずれか一方の合格者）

学科試験又は実技試験のいずれか一方の合格者には、一部合格として当協会から書面で通知します。

(3) 技能検定合格証書等の交付

技能検定合格者には、1 級は、厚労大臣名、2 級は指定試験機関（公益社団法人全国ビルメンテナンス協会）会長名を記載した合格証書を交付します。

10. 問合せ等

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会 事業推進部（ビル設備管理技能検定係）

〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5F

TEL 03-3805-7560 / FAX 03-3805-7561

URL <http://www.j-bma.or.jp> / E-Mail info@j-bma.or.jp